

市第91号議案

地区センターの指定管理者の指定

次のように地区センターの指定管理者を指定する。

平成28年12月6日提出

横浜市長 林 文子

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市西谷地区 センター	保土ヶ谷区峰岡 町1丁目20番地 の4	一般社団法人保土ヶ谷区区民 利用施設協会 会長 橋 本 淳	平成29年4月1日か ら平成34年3月31日 まで
横浜市権太坂コ ミュニティハウ ス	東京都豊島区東 池袋1丁目44番 3号	特定非営利活動法人ワーカー ズコープ 代表理事 藤 田 徹	同
横浜市並木コミ ュニティハウス	金沢区洲崎町1 番18号	特定非営利活動法人金沢区民 協働支援協会 理事長 横 井 正 巳	同
横浜市飯島コミ ュニティハウス	栄区桂町279番 地の29	特定非営利活動法人さかえ区 民活動支援協会 理事長 磯 崎 保 和	同

提 案 理 由

横浜市西谷地区センター等の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案する。

参 考

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 （第 1 項から第 5 項まで省略）

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第 7 項から第 11 項まで省略）